

## 大洲市は災害に強い地域づくりを推進します

東日本大震災、熊本地震などの教訓から、大規模災害時に人的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政、地域や市民が連携・協力し対処することが不可欠となっています。

そのため、防災の基本的な考え方やそれぞれの役割を明確にし、相互が協力し、災害に強い地域を築いていくため、次のように「大洲市災害に強い地域づくり条例(平成28年9月)」を制定しました。

### 大洲市災害に強い地域づくり条例の概要

#### 〈防災の基本的な考え方〉

第1 「自助」・「共助」・「公助」が相互に連携することを目指します。

自助	自らの命を守る取り組み(例:自宅の耐震改修、家具転倒防止対策、備蓄など)
共助	地域で助け合う取り組み(例:防災訓練・研修、避難支援体制の構築など)
公助	市(国・県)の取り組み(例:防災行政無線の整備、避難所の指定など)

第2 「過去の災害の教訓から学び」や「科学的な知識や考え」により、常に防災対策を改善していきます。

例) 阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、広島県土砂災害などを踏まえて、避難勧告等の判断基準を見直したり、避難所の資機材を整備したり、計画的な備蓄食料を整備するなどの改善を行っています。

#### 〈災害時の行動〉

第1 市民の皆さんは、市からの**避難勧告や指示**などに従った行動に努めてください。

第2 自主防災組織や事業者の皆さんは、地域の被災状況の把握、避難の支援や人命救助等の**被害の拡大防止の活動**に努めてください。

#### 〈防災活動の支援〉

第1 市は、市民等が行う**防災活動を支援**します。

第2 市は、災害の発生に備え、**避難行動要支援者の避難に必要な助言や情報**を提供します。

### 避難行動要支援者名簿についての相談窓口

#### 障がい者の支援に関する問い合わせ

大洲市社会福祉課  
電話 24-1758 FAX 24-0961

#### 高齢者の支援に関する問い合わせ

大洲市高齢福祉課  
電話 24-1714 FAX 24-0961

#### 妊産婦等の支援に関する問い合わせ

大洲市保健センター  
電話 23-0310 FAX 23-0311

#### その他、制度全般に関する問い合わせ

大洲市危機管理課  
電話 24-1742 FAX 24-2122

災害時に高齢者や障がい者の方々を支援するために

# 避難行動要支援者 名簿情報の提供

について

## ～自助・共助・公助の支援体制づくり～

大洲市では、災害時に自力で避難することが難しいと思われる方々の生命・身体を守るため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

全ての方が円滑な避難支援を行えるよう、この名簿情報を避難支援等関係者に事前に提供していくことといたしましたので、ご理解とご協力をお願いします。



平成29年1月作成

